

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	豊丘村

豊丘村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 豊丘村役場 産業建設課 商工林務係
所在地 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
電話番号 0265-35-9056
FAX番号 0265-35-9065
メールアドレス syokorinmu@vill.nagano-toyooka.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ ・ハクビシン・カラス・ムクドリ・ヒヨドリ・その他鳥類
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	豊丘村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲、果樹、ヒノキ	99.5ha ・ 13,317千円
イノシシ	水稲、果樹、野菜	17.0ha ・ 267千円
ニホンザル	果樹	10.1ha ・ 84千円
ツキノワグマ	果樹、ヒノキ	11.0ha ・ 670千円
ハクビシン	野菜、果樹	11.0ha ・ 59千円
カラス	水稲、果樹	91.0ha ・ 1,212千円
ムクドリ	水稲、果樹	51.0ha ・ 806千円
ヒヨドリ	果樹	39.0ha ・ 4,400千円
その他鳥類	水稲	37.0ha ・ 384千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

豊丘村における有害鳥獣対策事業は、昭和61年度に『豊丘村有害鳥獣駆除対策協議会』を発足させ、農林業被害の防除と有害鳥獣駆除対策の推進及び里山の生活環境整備に努めている。又、野生鳥獣による農作物の被害防止のため、その駆除及び防止の手段として、平成6年度より『豊丘村有害鳥獣駆除対策事業補助金交付要綱』を設け農地及び農作物保全の支援に取り組んでいる。しかしながら、平成12年度から急激に増加し、山間地帯の水田や果樹（梅、柿、りんご）等の農作物に少なからぬ被害を及ぼしている。このことから、農家の担い手不足と就農者の高齢化等も伴い、農地の遊休・荒廃化に拍車を掛け、山間地域及び中段地域における農家の生産意欲の減退を招いているのが現状である。

○ニホンジカ

ニホンジカ被害は造林木の枝葉の食害、樹幹部の剥皮害及び果樹の食害、水稲

の踏み荒し等の農林業被害があり、最近はその数は大いに増えており、野生鳥獣被害の最大のものとなっている。

○イノシシ

イノシシ被害は水稲や野菜の踏み荒らしや、いも類の食害等の農業被害が主であり、林業被害はタケノコ等の食害と村の特産である松茸への被害が増加している。平成12年よりその数は大幅に増えている。

○ニホンザル

ニホンザル被害は果樹食害される農業被害が主であるが、近年村内に生息するサルだけでなく、隣接する他町村からの侵入が目立ち追い払いの実施が必要となってきた。

○ツキノワグマ

ツキノワグマ被害は果樹、養蜂に対する農業被害、造林木が剥皮される林業被害があり、特に平成18年度より林業に対する被害が急激に増加しており深刻な問題となっている。

○ハクビシン

ハクビシンの被害は、基本的には果樹、野菜、穀類の食害である。全村的に被害があり住宅内まで出没しており、広い範囲での被害が発生している。

○カラス

カラスの被害は、基本的には果樹、穀類の食害である。近年その数が急激に増えてきており、これからの被害の増加が全村で心配される。

○ヒヨドリ・ムクドリ・その他鳥類

ヒヨドリ・ムクドリ他の被害は、基本的には果樹の食害である。村の主要品目である果樹に対しての被害であるため対策が必要視されている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害面積	366.6ha	300.0ha
被害金額	21,199千円	18,000千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	猟友会を中心に罟・銃器による個体数調整を実施してきた。	高齢化により、猟友会員が減少している。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵・網などの侵入防止柵の設置に補助をすることにより推進してきた。	防護柵の内側に残った有害獣が薄く広く被害を広げている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止のため「防除」と「被害原因の除去」を実施する。

「防除」

- ・ 猟友会が、捕獲機材で捕獲を実施する。
- ・ 集落や地域に対し、防護柵の設置を支援する。

「原因の除去」

- ・ 鳥獣を寄せ付けない環境にするため、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫農産物等の早期処理を啓発する。
- ・ 農業者への鳥獣被害対策の知識を普及し、被害を受けにくい栽培の実践を推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会員の中で、有害駆除講習会を受けた方々をもって、鳥獣被害対策実施隊を組織する。実施隊は、豊丘村有害鳥獣対策協議会の一員とする。

平成23年度中に「豊丘村鳥獣被害対策実施隊」を設置。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H29	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲檻等の捕獲機材を導入して貸与する。 ・ 新規狩猟者確保に向けて呼びかける。 ・ 有害鳥獣捕獲を推進し、猟友会員により捕獲体制を強化する。
H30	〃	〃
H31	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマについては、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づくとともに、現状に則した捕獲計画、対応とする。カラスについては、被害状況等に応じた捕獲計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
カラス	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカについては、銃及び罠・檻での捕獲を全地域において年間通じた捕獲を行う。 ・ツキノワグマについては、被害に応じて止むを得ない場合のみ捕獲を行う。 ・ニホンザルについては、追い払いを主体に実施するが、被害に応じて止むを得ない場合のみ捕獲を行う。 ・カラスについては、銃での捕獲を被害地域において被害時期を中心とした捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用して大型獣を捕獲する際に、使用する必要がある。 ・複数の実施隊員が山林内で巻き狩り方式で捕獲する際に、安全を確認して使用する。(冬期の捕獲が中心)

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
豊丘村全域	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業従事者等を対象に鳥獣被害防止に関する研修会を開催するなど、鳥獣被害防止のための知識の習得に努める。 ・ 遊休農地や里山の適切な管理、作物残渣や未収穫農産物を農地に放置しないよう啓発する。 ・ 侵入防止柵の管理の周知徹底
30	〃	〃
31	〃	〃

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

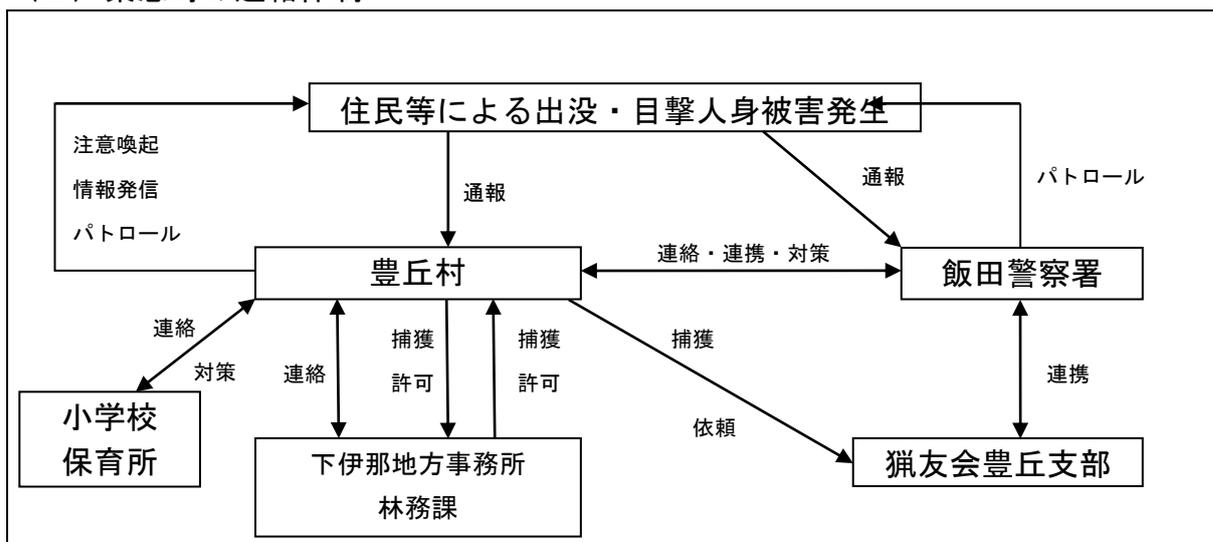
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊丘村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民への注意喚起 ・ 周辺パトロール、緊急情報メール配信、防災無線放送の実施 ・ 住民の避難誘導 ・ 通学路等が近くにある場合には教育委員会へ連絡し、児童生徒の安全確保に努める。 ・ 猟友会、警察への捕獲依頼 ・ 関係機関への連絡
下伊那地方事務所林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲許可の迅速な対応を図る ・ 関係機関への連絡
飯田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺パトロールの実施 ・ 猟友会等と連携し鳥獣の捕獲
猟友会豊丘支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察等と連携し鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友

- 会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊丘村有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
豊丘村役場産業建設課	会の総括、取りまとめ等
みなみ信州農協	被害関係の取りまとめ等
豊丘村区長会	被害地域の現状の把握等
豊丘村農業委員会	農業被害の実情の把握、農業関係の意見等
豊丘地区生産森林組合	林業被害の実情の把握、林業関係の意見等
猟友会豊丘支部	猟友会の実情や、捕獲従事者の確保等
鳥獣保護員	適正な鳥獣保護の推進等
豊丘村有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣の駆除捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
飯伊野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除策の指導、協力
南信森林管理署	国有林野の被害情報の提供及び協力
飯伊森林組合	山林所有者の植栽被害軽減の対策及び協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

飯伊連合猟友会豊丘支部へ捕獲を依頼。
平成23年度に「豊丘村鳥獣被害対策実施隊」を設置

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項

4月に管内全体で行われる安全講習会を受講したものを実施隊員として任命している。
豊丘村有害鳥獣駆除対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

- (注) 被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
鳥獣被害対策実施隊を設置していない市町村は、設置に向けた検討状況や規模、構成等について記述する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

できるだけ自家消費することとするが、困難な場合は捕獲現場で埋設する。
肉、皮等の有効活用を推進し、残さについては、適切に現場での埋設を行う。
また、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用についても、県等とも連絡を取り合い、有効に利用されるような方向性を取る。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

村内に加工処理施設がないため、基本的には自家消費が主流である。
隣接する市町村でも施設がないことから、当面、食肉としての利用は考えてい

ない。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

飯伊地区野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動（地元説明会、現地調査）を被害集落で行い、集落ぐるみの具体的な行動を促す。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。